

事 務 連 絡
令 和 8 年 5 月 18 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県} \\ \text{保 健 所 設 置 市} \\ \text{特 別 区} \end{array} \right)$ 衛生主管部（局）

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課
厚 生 労 働 省 保 険 局 医 療 課

チルゼパチド製剤の最適使用推進ガイドライン（閉塞性睡眠時無呼吸症候群）における教育研修施設について

チルゼパチド製剤の最適使用推進ガイドライン（閉塞性睡眠時無呼吸症候群）については、「チルゼパチド製剤の最適使用推進ガイドライン（閉塞性睡眠時無呼吸症候群）の作成及び最適使用推進ガイドライン（肥満症）の一部改正について」（令和8年5月18日医薬薬審発0518第2号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）により示したところですが、当該ガイドラインの記載について下記の補足をしますので、貴管内の医療機関及び薬局に対する周知をお願いします。

なお、本事務連絡の写しについて、別記の関係団体宛てに連絡するので、念のため申し添えます。

記

当該ガイドライン4.①に定める教育研修施設については、以下の施設を想定していること。

- ・ 日本循環器学会が認定する「研修施設」
- ・ 日本呼吸器学会が認定する「基幹施設」
- ・ 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会が認定する「基幹施設」
- ・ 日本内分泌学会が認定する「認定教育施設」
- ・ 日本糖尿病学会が認定する「認定教育施設Ⅰ」、「認定教育施設Ⅱ」及び「認定教育施設Ⅲ」
- ・ 日本内分泌学会及び日本糖尿病学会が認定する「研修基幹施設」

(参考)

最適使用推進ガイドライン チルゼパチド (抄)

4. ① 施設について

(略)

- ・ 以下の＜医師要件＞(1)又は(2)に掲げる各学会のいずれかにより教育研修施設として認定された施設であること。

(略)

＜医師要件＞

指導の要件として以下の基準を満たすこと。

(略)

その上で、以下の(1)、(2)のいずれかを満たすこと。

(1) OSAS の診療に関連する以下のいずれかの学会の専門医の認定を有していること。

- ・ 日本循環器学会
- ・ 日本呼吸器学会
- ・ 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会

なお、日本睡眠学会の専門医を有していることが望ましい。

(2) 肥満症の診療に関連する以下のいずれかの学会の専門医を有していること。

- ・ 日本内分泌学会 (注 1)
- ・ 日本糖尿病学会 (注 1)

なお、日本肥満学会の専門医を有していることが望ましい。

(注 1) 日本内分泌学会又は日本糖尿病学会の専門医には、両学会が認定する専門医 (内分泌代謝・糖尿病内科専門医) も含まれる。

別記

公益社団法人日本医師会

日本医学会

一般社団法人日本内科学会

一般社団法人日本循環器学会

一般社団法人日本呼吸器学会

一般社団法人日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会

一般社団法人日本睡眠学会

一般社団法人日本糖尿病学会

一般社団法人日本内分泌学会

公益社団法人日本薬剤師会

一般社団法人日本病院薬剤師会

日本イーライリリー株式会社

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

各地方厚生局